# 刑事施設の運営業務 民間競争入札実施要項

平成21年11月 4日 法務省矯正局

### 刑事施設の運営業務 民間競争入札実施要項

刑事施設においては、依然として高率収容の状態が続き、刑務官の負担が著しく増加していることから、民間委託の拡充を含め、必要な人的体制を充実し、過重な業務負担の軽減を図ることが喫緊の課題となっている。

また,再犯防止の観点から,被収容者の改善指導や職業訓練等の矯正処遇に民間の創意 工夫を取り入れ,刑事施設における処遇を充実させることが求められている。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を実現することを目指すものである。

そこで、国は、公共サービス基本方針(平成 20 年 12 月 19 日閣議決定)別表において 民間競争入札の対象として選定された刑事施設の運営業務について、本実施要項を定める ものとする。

刑事施設の運営に関する業務を民間競争入札の対象とすることにより、被収容者の矯正 処遇に民間の創意工夫が発揮され、受刑者の再犯防止策の充実を図ることが可能となり、 また、民間委託の拡充により、刑務官の負担を軽減し、全体として刑事施設における被収 容者の処遇の質を向上させることが可能となり、その結果、公共の安全と秩序の維持を図 るとともに、社会を保護し、公共の福祉を増進させることを目的とするものである。

- 1 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質
  - (1) 対象公共サービスの詳細な内容
    - ア 入札の対象となる公共サービスの単位

「総務業務及び警備業務」及び「作業業務,職業訓練業務,教育業務及び分類業務」を入札単位として実施する。それぞれの業務の対象施設は次のとおりである。

- (ア) 「総務業務及び警備業務」 静岡刑務所及び笠松刑務所
- (イ) 「作業業務,職業訓練業務,教育業務及び分類業務」 黒羽刑務所,静岡刑務所及び笠松刑務所
- イ 対象施設の概要 別紙1を参照のこと。
- ウ 対象業務の内容 別紙2を参照のこと。
- (2) 対象公共サービスの質の設定

本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、信義誠実をもって履行するものとする。

本業務の実施に関して確保されるべき公共サービスの質を確保するため、民間事業者に対して次の要求水準を設定する。

ただし、本要求水準は、国が要求する最低限の水準であり、当該水準を上回る水準 を確保できる場合には、そのような実施を妨げるものではない。

#### ア 共通

- 入札単位(①総務業務及び警備業務,②作業業務,職業訓練業務,教育業務 及び分類業務)ごとに,総括業務責任者(本業務全体を総合的に把握し調整を 行う者)各1名を置くこと。
- 対象施設ごとの各区分(①総務業務,②警備業務,③作業業務・職業訓練業務,④教育業務・分類業務)ごとに、業務責任者(各業務を総合的に把握し調整を行う者)各1名を置くこととし、各施設に常駐させること。

#### イ総務業務及び警備業務

#### (ア) 共通事項

- 民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因して、被収容者の逃走事故、暴動・騒じょう及び自殺事故(既遂に限る。)が発生しないようにすること。 (指標:年間0件)
- 民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因して,施設で火災が発生しないようにすること。 (指標:年間0件)
- 施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報を漏えいしないこと。

(指標:年間0件)

- 各種システムへの入力及び書類・資料の作成については、過誤がないように すること。
- 受付業務について、相手方に不快な印象を与えないようにすること。

#### (イ) 総務業務

- 訴訟関係文書など被収容者の権利利益に直接関わる文書については、本人に 不利益が生じないよう迅速かつ適切に処理すること。
- ホームページは原則として毎月,その他施設の広報上の必要に応じて適宜更 新すること。
- 領置物品を汚損、破損及び紛失しないこと。
- 領置物品,差入れ物,信書及び購入物品を誤交付しないこと。
- 24 時間運転業務が対応可能な体制とすること。

#### (ウ) 警備業務

- 業務遂行中,異状を認めた場合には,直ちに国の職員に連絡すること。
- 施設内への確実な入退出管理を行うこと。
- 従事する業務の内容等に応じ、施設内の各エリア・室への入退出を制限する

措置を講ずること。

- 被収容者が危険物や持込制限物品(携帯電話等)を取得しないようにすること。
- 構内外巡回については、2時間に1回以上の頻度で実施すること。
- 警備機器については、正常に作動している状態を常に維持すること。仮に障害が発生した場合であっても、直ちに代替措置を講じた上、6 時間以内に応急復旧すること。
- 信書の検査については、受付をした日のうちに処理すること。
- 収容棟,職業訓練棟,運動場など被収容者が立ち入る場所については,月 1 回以上保安検査を実施すること。
- すべての被収容者の着衣及び所持品を月2回以上検査すること。

#### ウ 作業業務, 職業訓練業務, 教育業務及び分類業務

#### (ア) 共通事項

- 民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因して、施設で火災が発生しないこと。 (指標:年間0件)
- 施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報を漏えいしないこと。

(指標:年間0件)

○ 各種システムへの入力及び書類・資料の作成については、過誤がないように すること。

## (4) 作業業務, 職業訓練業務

- 職業訓練については、当該訓練の指導経験を有する講師を、常時1名以上、 指導に従事させること。
- 作業事故を発生させないように作業技術指導又は安全衛生指導を行うこと。
- 給食について、食中毒を発生させないように作業技術指導又は安全衛生指導 を行うこと。
- 被収容者に提供する衣類及び寝具については、清潔で、破れにくく、かつ、 汚れにくいものとすること。

#### (ウ) 教育業務

○ 全受刑者が在所期間中に1科目以上の改善指導又は教科指導を受講すること ができるよう,必要な科目を提供すること。

#### (エ) その他

受刑者に対する釈放時アンケート(別紙3参照)における次の項目に係るアンケート結果の意見を踏まえた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第7条第1項に定める刑事施設視察委員会の意見に配慮し、業務を実施すること。

- a 給食
- b 作業

- c 職業訓練
- d 教育

## (3) 創意工夫の発揮可能性

ア 再犯防止の観点からの受刑者に対する改善更生策に関する提案

受刑者の出所後の確実な就労につながる就労支援策など,国の喫緊の課題である受刑者の再犯防止に資する提案を行うこととする。

イ 業務の効率化による職員負担の軽減に関する提案

情報システムの導入など、過重となっている国の職員の勤務負担の軽減に資するような提案を行うこととする。

#### (4) 委託費の支払い方法

## ア 基本的考え方

民間事業者は、本業務において、公共サービスを民間事業者の責任により一体として提供するものであるため、国は、提供される公共サービスを一体のものとして購入し、その対価を一体のものとして本業務の実施期間にわたり原則として平準化して支払うものとする。

ただし、民間事業者が本業務を実施するために直接必要となる施設の光熱水の使 用については、これを無償とする。

## イ 支払方法

- (ア) 国は、平成22年7月を第1回とし、平成29年4月を最終回として、四半期ごと、全28回に分けて委託費(食料費、職業訓練促進費及び改善指導促進費を除く。)を支払う。ただし、第1回から第3回(平成23年1月)までは、当該期間の業務を実施するために必要な経費として契約書に定める金額を3回で平準化した金額を支払うこととする。
- (4) 委託費のうち食料費については、四半期ごとの実績に応じ、精算払いで支払う。 この場合の食料費は、当該四半期における各施設ごとの被収容者の延べ収容人員 に契約書に定める金額を乗じた額とする。
- (ウ) 委託費のうち職業訓練促進費については、四半期ごとの職業訓練の実施時間数 (給食,洗濯及び清掃・植栽管理・環境整備については,職業訓練のカリキュラム(学科及び実習)として実施した時間に限る。ただし書き及び(エ)において同じ。)に応じて,職業訓練の実施に必要な経費として契約書で定める金額を四半期ごとに支払うものとする。

ただし、職業訓練の実施時間数は、改善指導の実施時間数(講義形式及びグループワーク形式のものの実施に要した時間に限る。以下(エ)において同じ。)と合わせて、全受刑者の平均で週5時間の範囲内とする。

(計算式:当該四半期の職業訓練延べ時間数÷当該四半期の一日平均受刑者数÷ 13 週)

(エ) 委託費のうち改善指導促進費については、四半期ごとの改善指導の実施時間数に応じて、改善指導の実施に必要な経費として契約書に定める金額を四半期ごとに支払うものとする。

ただし、改善指導の実施時間数は、職業訓練の実施時間数と合わせて、全受刑者の平均で週5時間の範囲内とする。

(計算式:当該四半期の改善指導延べ時間数÷当該四半期の一日平均受刑者数÷ 13 週)

- (オ) 国は、実施期間中、9(2)に定める調査及び12(2)に定める監督を行い、質の確保の状況を確認した上で、委託費(食料費、職業訓練促進費及び改善指導促進費を含む。以下(カ)及び(キ)において同じ。)を支払う。調査・監督の結果、質が確保されていない場合には、別紙4に定める基準に従い委託費の減額措置を講じるほか、9(3)に定める指示を行うことができるものとする。
- (カ) 委託費の支払いに当たっては、民間事業者は四半期の業務の完了後、国との間であらかじめ定める書面により当該四半期分の支払い請求を行い、国は、これを受領した日から30日以内に民間事業者に支払うものとする。
- (キ) 国は、消費税相当額を委託費と併せて支払う。

#### 2 実施期間

本業務の実施期間は、平成22年5月1日から平成29年3月31日までとする。 なお、別紙2中の定型的業務については、平成22年5月1日から実施し、その他の 業務については、平成23年1月1日から実施する。

## 3 入札参加資格

- (1) 法第 15 条において準用する第 10 条各号(第 11 号を除く。) に該当する者でないこと。
- (2) 法第33条の3第2項各号に該当する者であること。
- (3)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること(なお,未成年者,被保佐人又は被補助人であって,契約締結のために必要な同意を得ている者は,同条中,特別な理由がある場合に該当する。)。
- (4)予決令第71条に規定する次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年間を経過していない者でないこと(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。)。

- ア 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- イ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ウ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執務を妨げた者
- エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- オ アからエまでのいずれかに該当する事実があった後2年間経過しない者を,契約 の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 平成 19・20・21 年度法務省競争参加資格 (全省庁統一資格) において,入札実施地域における「役務の提供等」の A 又は B 等級に格付けされている者であること。
- (6) 競争参加資格審査書類の提出期限の日から開札の日までの期間に、法務省における 物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 5 (1) のとおり設置する事業者選定委員会(仮称)の委員及び委員が属する者でないこと。
- (8) 総務業務のうち宿日直及び入出所時の領置物品の確認,並びに警備業務のうち庁舎 警備,構内外巡回,総合監視卓監視,被収容者の行動の監視及び保安検査を実施する 民間事業者については,警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項第1号の 警備業務(機械警備業務を除く。)及び同条第5項の機械警備業務を行う者であるこ と。
- (9) 入札参加グループの入札について
  - ア 単独で本業務の内容のすべてが担えない場合には、適正に業務を遂行できる入札 参加グループで参加することができる。その場合、入札参加資格審査書類提出時ま でに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企 業として参加できるものとする。なお、同一の入札単位において、代表企業及びグ ループ企業が、他の入札参加グループに参加、もしくは単独で入札に参加すること はできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する 協定書(またはこれに類する書類)を作成すること。
  - イ 代表企業及びグループ企業のすべてが上記(1)から(7)の条件を満たすこと。

#### 4 入札に参加する者の募集

(1) 入札に係るスケジュール 入札公告

平成 21 年 11 月中旬

入札説明会 平成 21 年 11 月下旬

入札説明会後の質問受付 平成 21 年 11 月下旬

質問回答 平成 21 年 12 月中旬

入札参加資格審査書類の提出期限 平成 21 年 12 月下旬

入札参加資格の確認結果の通知 平成22年1月下旬

※ 入札参加資格を確認できた者に対し、対象施設の設計図面など施設の保安に

関する情報が記載された文書の貸与又は閲覧を実施する。 提案書の提出期限 平成22年3月上旬

提案書のヒアリング 平成22年3月上旬

入札書提出期限·開札 平成 22 年 4 月上旬

契約の締結 平成 22 年 4 月上旬

定型的業務の開始 平成 22 年 5 月 その他の業務の開始 平成 23 年 1 月

## (2) 入札実施手続

## ア 提出書類

本業務の入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、入札参加資格審査書類、入札価格を記載した書類(以下「入札書」という。)及び総合評価のための本業務実施の具体的な方法、公共サービスの質の確保の方法等に関する書類(以下「提案書」という。)を提出すること。

#### イ 入札参加資格審査書類

入札参加資格審査書類には、入札参加希望者に係る次の資料を添付する。

- (ア) 入札参加者の概要に関する資料(会社概要、定款等)
- (イ) 法第15条において準用する第10条各号(第11号を除く。) に規定する欠格事由の審査に必要な書類
- (ウ) 平成 19・20・21 年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)において、入札 実施地域における「役務の提供等」の A 又は B 等級に格付けされている者であ ることを証する書類

#### ウ 提案書

提案書には、5の「対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準 その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項」に示した各審査項目 に対する提案を具体的に記載すること。

また、提案書には、提案書の記載内容を証する資料を添付すること。

#### エ 入札の無効

本実施要項に示した競争参加資格のない者又は入札参加者に求められる義務を履行しない者の提出した入札書及び提案書は無効とする。

#### オ 入札の延期

入札参加者が連合し又は不穏の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期することがある。

#### カ 代理人による入札

- (ア) 代理人が入札及び開札に参加する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称 又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印すると ともに、入札時までに別途定める様式による委任状を提出しなければならない。
- (4) 入札参加者及びその代理人は、本入札について、他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

## キ 開札に当たって留意事項

- (ア) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- (イ) 入札参加者及びその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場すること はできない。
- (ウ) 入札参加者及びその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札担当職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (エ) 入札参加者及びその代理人は、入札中は、入札執行責任者が特にやむを得ない 事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

## 5 対象公共サービスを実施しようとする者を決定するための評価の基準その他の対象公 共サービスを実施する者の決定

本業務を実施する者(以下5において,「落札者」という。)の決定は,総合評価落札 方式によるものとする。

(1) 落札者の決定に当たっての質の評価項目の設定

審査は入札参加者の入札参加資格の有無を判断する「第1次審査」と提案内容等を 審査する「第2次審査」の二段階に分けて実施する。

なお、審査に当たっては、外部の学識経験者等により構成される事業者選定委員会 (仮称)を設置するものとし、事業者選定委員会は、入札参加者からの提案内容を審 査し、その結果を国に報告する。国はこれを受けて、落札者を決定する。

#### ア 第1次審査

入札参加者が、本業務の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えているか否かを審査するものであり、具体的には、「3 入札参加資格」に定める資格の有無について審査を行う。なお、3(2)に該当するか否かについては、イ(ア)a

の必須項目審査で確認する。

#### イ 第2次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の提案内容を審査するものである。第2次審査の手順は次のとおりである。

#### (7) 提案審査

提案書の内容を審査する。ただし、提案書に要求範囲外の提案が記載されている場合には、その部分は採点の対象としない。

#### a 必須項目審査

提案内容が要求水準のすべてを満たす内容となっているかについて審査を行う。

具体的には、c【必須項目】の各項目に係る提案内容で要求水準を満たすことができるか否かを審査する。

審査結果において提案内容がすべての要求水準を満たしている場合には適格 とし、一項目でも満たしていない場合には不合格とする。

適格者には、基礎点として、総務業務及び警備業務については 20 点、作業 業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務については 40 点を付与する。

#### b 加点項目審查

提案のうち、国が特に重視する項目(加点項目)について、提案内容が優れているか否か各審査項目ごとに設定した評価のポイントに基づき判断し、その程度に応じて加点を付与する。

具体的には、評価のポイントごとに2つの評価の観点を設け、提案書の内容がそれぞれの観点を満たしているか否かに応じ、次のとおり加点を付与する。

なお、評価の観点については、5(1) のとおり設置する事業者選定委員会 (仮称) において定めるものとする。

2つの評価の観点を満たしている。	10
2つの評価の観点のうち、一方のみを満たしている。	5
いずれの評価の観点も満たしていない。	0

加点は、「総務業務及び警備業務」で80点満点、「作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務」で110点満点とし、審査項目についてはcを参照のこと。

#### c 審查項目

#### 【必須項目】

審查項目	評価のポイント
1 管理体制	・総括業務責任者及び業務責任者について、本業務の趣旨を十分に理解し、本業務を適切に管理運営できる者を選定している。
	・不測の事態が生じた場合であっても、迅速かつ的確に対応することが可能な体制と

なっている。

- ・本業務の特殊性を踏まえた高いコンプライアンス・セキュリティ管理体制(秘密の保持及び個人情報の保護に関するものを含む。)が構築されている。
- ・本業務の実施に関わるリスクが緻密に分析され、リスクを最小化するための効果的 かつ具体的な対応策が講じられている。
- ・民間事業者による自己監視による監視が徹底される体制・手法が提案されており、 業務遂行の安定性・継続性の確保に向けたより適切かつ効果的なモニタリング手法 が採られている。
- ・モニタリングの結果,業務上何らかの問題が発生することが予測される場合における,状況の改善に向けた効果的な措置が講じられている。
- ・モニタリングの結果,業務実施上何らかの問題が発生したことが判明した場合に効果的に機能するバックアップ体制の整備等の状況の改善に向けた効果的な措置が講じられている。

## 2人的体制

・本業務を実施するための業務ごとの民間職員数及び実施体制がそれぞれの業務を適 正かつ的確に遂行できるものとなっている。

※業務実施に当たり必要な資格要件

#### 【総務業務】

宿日直, 入出所時の領置物品の確認

#### 【警備業務】

庁舎警備、構内外巡回、総合監視卓監視、被収容者の行動の監視及び保安検査

上記については、施設警備の実務経験1年以上でなければならない。ただし、2名以上1組で業務を実施する場合にあっては、そのうち1名は施設警備の実務経験1年未満の者(警備員として従事する者に限る。)でも差し支えない。

※女性のみ実施が可能な業務(笠松刑務所)

#### 【総務業務】

入出所時の領置物品の確認、領置物品の管理のうちの保管

#### 【警備業務】

庁舎警備のうちの領置物品等の検査,構内外巡回のうち被収容者在室時間帯の保安区域内の巡回,総合監視卓監視,被収容者の行動監視のうち入浴及び診察・健康診断,保安検査のうちの被収容者の衣類・所持品の検査,居室の検査

#### 【職業訓練業務】

職業訓練のうち洗濯指導

#### 【分類業務】

個別カウンセリング、各種心理検査、就労支援事務のうちの就労に関する相談、助言

・業務領域が不明確な業務にも迅速に対応し、また各職員が他の業務にも臨機に遂行できるなど、業務の補完性が高く、実施期間にわたり円滑に施設運営ができるための方策が講じられている。

#### 3 研修体制

・民間職員が業務を適正かつ確実に遂行できるよう,実効性のある研修の実施体制及 び研修内容となっている。

#### 【加点項目:総務業務及び警備業務】

合計 80 点

1.79		
		10
・業務実施期間にわたり業務を的確に遂行できる能力を有する職員の安定に するための方策についての優れた提案がなされている。	的な雇用を確保	10

2	総務業務		20
	①業務の効率的かつ 効果的な実施	・情報システムや電子決裁等の導入により、効率的かつ効果的な業務遂行を実現しつつ、国の職員が行う総務業務の負担軽減を期待できる優れた提案がなされている。	10
	②領置業務	・領置物品の汚損、破損、紛失等の事故の防止策、被収容者の衣類や所持品の迅速かつ確実な確認及び領置物品の効率的な出納・ 保管策について優れた提案がなされている。	10
2	警備業務		50
	①業務の効率的かつ 効果的な実施	・警備システム等の導入により、業務の的確かつ確実な実施を確保 しつつ、国の職員が行う警備業務の負担軽減を期待できる優れた 提案がなされている。	10
		・施設内への確実な入退出管理及び施設内の各エリア・室への確実 な入退出制限について優れた提案がなされている。	10
	②保安事故等の防止 策及び対応策	・逃走事故等の保安事故及び災害が発生した場合の対応策並びに民間職員の配置や官民の役割分担,連携等の実施体制について優れた提案がなされている。	10
	③警備体制	・警備業務の的確かつ確実な実施を可能とする職員シフト・配置となっているなど、警備業務の各業務ごとの民間職員の実施体制について優れた提案がなされている。	10
		・民間職員及び国の職員との迅速かつ確実な連絡体制を確保するための優れた提案がなされている。	10

## 【加点項目:作業業務,職業訓練業務,教育業務及び分類業務】

## 合計 110 点

審査項目	評価のポイント	配点
1 共通		10
	り業務を的確に遂行できる能力を有する職員の安定的な雇用を確保いての優れた提案がなされている。	10
2 作業業務・職業訓練	業務	60
①共通	・光熱水の節減に資するような優れた提案がなされている。	10
②刑務作業	・作業について、生産的かつ受刑者に達成感を感じさせることがで きるものとなるような配慮がなされている。	10
③職業訓練	・社会の労働需要を踏まえ、かつ受刑者に質の高い職業訓練が実施できるような科目設定、実施体制となっている。	10
	・受刑者の能力・資質に応じた多様な職業訓練を実施できるような科目設定,実施体制となっている。	10
	・職業訓練で取得した知識・技能を刑務作業を通じて向上させ、出 所後の就労に直結できるようなシステムを構築するなど、受刑者 出所後の就労支援について優れた提案がなされている。	10
	・新調理システム(クックチル,クックフリーズ等)など,フード サービス業界で主流となっている調理方式に係る知識・技能を習 得することができるような職業訓練カリキュラムの設定,指導者	10

		の確保,調理機器の整備等について優れた提案がなされている。	
3	教育業務		30
	①教育業務	・改善指導及び教科指導の各種プログラムを企画,実施するため,研究機関や各種団体等の専門的知見や人材を活用することができる体制及び方策について優れた提案がなされている。	10
		・改善指導, 視聴覚教育及び通信教育について, 受刑者の社会復帰 に向けた有用な内容が提案されている。	10
		<ul><li>・各種教育プログラムを受講した受刑者への処遇効果測定についての優れた提案がなされている。</li></ul>	10
4	分類業務		10
	①分類業務	・被収容者の分類情報のデータベース化など、分類業務の効率的かつ効果的な実施に資するような優れた提案がなされている。	10

#### (イ) 開札

入札価格が予定価格の制限の範囲内かを確認する。すべての入札参加者の入札 価格が予定価格を超えている場合には、再度入札を行う。

#### (ウ) 総合評価

(ア)の提案内容の審査による各提案の得点及び(イ)の予定価格の範囲内の入札価格を基に総合評価を行い、落札者を決定する。

## (2) 落札者の決定に当たっての評価方法

#### ア 落札者の決定方法

## (ア) 総務業務及び警備業務

基礎点に加点項目審査で得られた加点を加えた値を,入札価格で除して得た値 (総合評価点)をもって行う。

- ○総合評価点=(基礎点(20 点)+加点項目審査による加点(80 点))÷入札価格
- (イ) 作業業務, 職業訓練業務, 教育業務及び分類業務

基礎点に加点項目審査で得られた加点を加えた値(技術評価点)と、入札価格から求められる値(価格評価点)の合計値(総合評価点)をもって行う。

- ○総合評価点 (300 点) =技術評価点 (150 点) +価格評価点 (150 点) 価格評価点の評価方法は以下のとおりである。
- 〇価格評価点=価格点 $(150 点) \times (1 \lambda \lambda \Delta / 2 + \lambda \Delta /$

#### イ 落札者の決定

上記アの評価に従い、もっとも高い総合評価点を得た者を落札者として決定する。

#### ウ 留意事項

(ア)総合評価点の高かった者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合には、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められ

るか否か,次の事項について改めて調査し,該当するおそれがあると認められる場合,又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められる場合には,次に総合評価点が高い者を落札者として決定することがある。

- a 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性(当該単価で適切な人材が確保できるか否か、本業務の従事予定者に支払われる賃金額が適正か否か、従事予定者が当該金額で了解しているか否か等)
- b 当該契約の履行体制(総括業務責任者及び各業務責任者の配置の有無,従事職員数,経歴,勤務時間,専任兼任の別,業務分担等が適切か否か等)
- c 実施期間中における他の契約請負状況
- d 国及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- e 資産状況
- f 経営状況
- g 信用状況
- (イ) 評価の結果,落札者となるべき者が二者以上あるときは,当該入札参加者にく じを引かせ,落札者を決定するものとする。また,入札参加者又はその代理人が 直接くじを引くことができないときは,入札執行事務に関係のない職員がこれに 代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札参加者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がない ときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者 が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度入札公告に付すこととする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合には、本業務開始 時期を勘案の上、国が従来どおり自ら実施するものとし、その理由を公表するととも に、官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)に報告するものとす る。

#### 6 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示

従来の実施状況に関する情報は、別添のとおり。

#### 7 民間事業者に使用させることができる国有財産

本業務を実施するために必要な次の施設及び設備等については、これを無償で使用させる。

#### (1) 使用可能な施設

ア総務業務及び警備業務

静岡刑務所, 笠松刑務所

- イ 刑務作業,職業訓練業務,教育業務及び分類業務 黒羽刑務所,静岡刑務所及び笠松刑務所
- ※ なお、黒羽刑務所及び静岡刑務所については厨房施設の改築工事を、笠松刑務所 については厨房施設の改修工事を行うほか、本業務を実施するために必要な改築、 改修工事を行う予定としている(必要な資料については別途提示)。
- (2) 使用可能な設備、什器・備品、消耗品等

別添の3「従来の実施に要した設備、備品」のとおり。

その他,本事業の実施に当たり必要な設備,什器・備品(これらに係る消耗品を含む。)については,民間事業者の責任と費用負担において整備するものとする。

- 8 民間事業者が対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例 民間事業者が本業務を実施する場合には、法第33条の3の規定を適用する。
- 9 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他対象公共サービスの適切かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項
- (1) 報告等について
  - ア 業務実施要領及び業務年間計画書の作成及び提出
    - (ア) 民間事業者は、国と協議の上、定型的業務については平成22年4月23日までに、その他の業務については平成22年12月1日までに、業務実施要領を策定し、国の確認を受ける。
    - (4) 民間事業者は、平成22年度については、平成22年12月1日までに、平成23年度以降については、当該年度開始日の30日前までに、国と協議の上、業務年間計画書を策定し、国の確認を受ける。
  - イ 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、業務日誌、月次業務報告書、四半期業務報告書及び年次業務報告書を作成し、業務日誌は翌開庁日に、月次報告書は毎月業務終了後7開庁日以内に、四半期業務報告書は各四半期終了後7開庁日以内に、年次業務報告書は業務年度終了後14開庁日以内に、国に報告する。

(2) 国による調査への協力

国は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するのに必要があると 認めるときは、民間事業者に対し、本業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は 国の職員に民間事業者の事務所その他の施設に立ち入り,本業務の実施状況又は帳簿,書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

立入検査をする国の職員は、検査等を行う場合には、当該検査等の根拠を民間事業者に明示するとともに、当該検査等が法第26条第1項に基づくものである場合には、その身分を示す証明書を携帯し、民間事業者に提示する。

#### (3) 指示

国は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要がある と認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することがで きるものとする。

#### (4) 秘密の保持

- ア 民間事業者は、国と民間事業者が協議して定める期間内に、国との協議の上、施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報を適正に管理するために必要な次に掲げる措置を講じ、国の確認を受けなければならない。
  - (ア) 施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報の適正な取扱方法を具体的に 定めた実施要領を策定すること
  - (イ) 施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報の適正な取扱方法についての 研修の計画を策定し、これに基づいて本業務に従事する民間職員に対して研修を 実施すること
- イ 民間事業者(その者が法人である場合にはその役員)若しくはその職員その他の本業務に従事する者(以下「民間事業者等」という。)又は民間事業者等であった者は、本業務に関して知り得たすべての情報(開示の時に公知である情報を除く。以下「秘密情報」という。)を漏えいし、又は盗用してはならない。
- ウ 民間事業者等又は民間事業者等であった者は、本業務の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
- エ 民間事業者等は、秘密情報を漏えいしない旨の誓約書を国に提出しなければならない。
- オーイに該当する場合には、法第54条により罰則の適用がある。
- (5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置
  - ア 研修及び引継ぎの実施

#### (ア) 研修

民間事業者は、業務に従事させようとする者の経験及び能力を踏まえ、国と民間事業者が協議して定める期間内に、国と協議の上、本業務を適正かつ確実に実施するための研修計画を策定して、国の確認を受けなければならない。

国の確認後、研修計画に基づき、定型的業務に従事する職員に対する研修については、平成22年4月23日までに、その他の業務に従事する職員に対する研修については、平成22年12月1日までにそれぞれ実施する。

なお,上記以降に定型的業務及びその他の業務に従事することとなった職員に 対する研修については、その都度実施する。

国は、研修計画の策定に当たり、民間事業者に対して必要な助言を行うものとする。

国は、研修の実施に当たり、本業務の対象施設及び、刑事施設の運営業務の民間委託を先行実施している4つの施設(美称、島根あさひ、喜連川及び播磨の各社会復帰促進センター)のいずれかでの実務研修の機会を設けるなど、民間事業者の従事職員が刑事施設の運営に必要となる知識・技能を習得できるよう、十分な研修期間を確保するとともに、必要な協力を行うものとする。

民間事業者は、実施した研修の結果を、研修実施後速やかに、国に報告しなければならない。

#### (イ) 引継ぎ

国は、引継ぎに必要な措置を講じるので、民間事業者は契約締結後速やかに、 本業務の実施に必要な引継ぎを受けなければならない。

なお、総括業務責任者及び各業務責任者に対する業務処理上のノウハウの引継 ぎは、その能力・経験を踏まえた上で、国が十分な期間を確保して行うものとす る。

また,民間事業者は,本業務の終了に伴い民間事業者が変更する場合は,次期 民間事業者に対し必要な引継ぎをしなければならない。

#### イ 業務の開始準備

民間事業者は、9(1) r(7) 及び(4) r(7) に定める実施要領の策定並びに(4) r(4)、(5) r(7) 及び(4) に定める研修及び引継ぎを行うほか、7 に定める本業務の実施に当たり必要となる設備、什器・備品等を平成 22 年 12 月 1 日までに整備し、12 月 8 日までに、国が適当と認める方法により、整備の完了検査を行う。

また,民間事業者は,12月10日までに,当該設備,什器・備品等の取扱いを国 に説明する。

(厨房施設に係る設備, 什器・備品等の整備スケジュールについては, 別途提示。)

#### ウ 業務の開始及び中止

- (ア) 民間事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- (4) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、 あらかじめ、国の承諾を受けなければならない。

#### エ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

#### 才 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する職員の労働安全衛生に関する労務管理について は、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

#### カ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

#### キ 実施期間終了後の引継ぎ

- (ア) 国及び民間事業者は、本契約の終了に際して、国又は国の指定する第三者に対する業務の引継ぎに必要な事項の詳細について、実施期間終了日の1年前から協議を開始する。
- (イ) 民間事業者は、国又は国の指定する第三者が実施期間終了後事務を引き続き行うことができるよう、上記の協議において合意された事項に従い、実施期間終了日の6箇月前から本業務に関して必要な事項を説明するとともに、民間事業者が本業務を遂行するために用いた書類を提供するほか、本業務の承継に必要な手続を行う。
- (ウ) 上記の手続において、国又は国の指定する第三者の責めに帰すべき事由により、 民間事業者に増加費用及び損害が発生した場合には、国は、当該増加費用及び損害を負担する。
- (エ) 民間事業者は、本業務を遂行するために整備した設備、什器・備品のうち、厨房施設及び洗濯施設に係るもの以外については、実施期間終了日から9箇月後までの間で、国と民間事業者とが協議して定める日までに、その責任と費用負担により収去し、原状回復を行う。

## ク 権利の譲渡等

- (ア) 民間事業者は、あらかじめ国が承諾した場合を除き、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。
- (イ) 国は、本業務に関連して作成された書類、プログラム及びデータベースについて、実施期間中、無償で利用できる権利(公表、改変、複製、展示、頒布、翻訳する権利を含む。)を有するものとする。なお、実施期間終了後の取扱いについては、別途、契約書に定めることとする。
- (ウ) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間

事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(エ) 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国 の承認を得なければならない。

## ケ 再委託の取扱い

- (ア) 民間事業者は、本業務の全部を他の民間事業者に再委託してはならない。
- (4) 民間事業者は、本業務の一部について、再委託をしようとする場合には、原則としてあらかじめ提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託することの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告聴取その他の運営管理の方法(以下「再委託範囲等」という。)について記載するものとする。
- (ウ) 民間事業者は、契約締結後、やむを得ない事情により再委託を行う場合には、 再委託範囲等を明らかにした上で、国の承認を得なければならない。
- (エ) 民間事業者は、再委託する場合には、民間事業者が国に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先に対し、9(4)及び(5)に定める事項その他の事項について適切な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。
- (オ) 再委託先は, 9 (4)及び(5) に掲げる事項については, 民間事業者と同様 の義務を負うものとする。
- (カ)(イ)から(オ)までに基づき、民間事業者が再委託先に業務を実施させる場合には、 すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由 については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が負うも のとする。

#### コ 役員等の変更の通知

民間事業者は、次に掲げる者の変更があったときは、遅滞なく、その旨を国に通 知しなければならない。

- (ア) 役員(理事,取締役,執行役,業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。)
- (イ) 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者
- (ウ) 法第 10 条第 9 号に規定する親会社等に係る(ア) 又は(イ) に掲げる者

#### サ 契約内容の変更

国及び民間事業者は、本業務の更なる質の向上を図る必要があるため、又はやむを得ない事由により、契約の内容を変更しようとするときは、あらかじめ協議しなければならない。

国は、契約の内容を変更した場合には、合理的な範囲内での増加費用が発生する

場合には、民間事業者と協議の上、当該増加費用を負担し、合理的な範囲内で費用 が減少する場合には、民間事業者と協議の上、当該費用相当額を委託費から減額す る。

契約内容は、国及び民間事業者の書面による合意によってのみ変更することができる。

#### シ 契約解除

国は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- (イ) 法第33条の3第6項に該当するとき。
- (ウ) 本実施要項に定める手続に違反したとき。ただし、軽微な違反を除く。
- (エ) 次のことが明らかになったとき。
  - a 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的 をもって、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者を利用するなどしてい ること。
  - b 暴力団員,暴力団準構成員又は暴力団関係者に対して,資金等を供給し,又 は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持,運営に協力し, 若しくは関与していること。
  - c 暴力団員,暴力団準構成員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係 を有していること。
  - d 暴力団員,暴力団準構成員又は暴力団関係者であることを知りながら,これ を不当に利用するなどしていること。

#### ス 契約解除時の取扱い

- (ア)シに該当し、契約を解除した場合には、国は、民間事業者に対し、当該解除の 日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。
- (イ) この場合,民間事業者は,契約金額から消費税相当額を除いた金額の100分の10 に相応する金額を違約金として国が指定する期間内に国に納付しなければならない。
- (ウ) 国は、民間事業者が、(イ)に定める金額を国の指定する期限までに納付しないときは、その支払期限の翌日から起算して納付のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- (エ) 国は、契約の解除及び委託金の徴収をしてもなお、損害賠償の請求をすることができる。

## セ 契約の解釈

契約の解釈について疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国が協議するものとする。

- 10 民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任
  - (1) 本業務を実施するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。
    - ア 国が国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)第1条第1項等に基づき当該第三者 に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害 賠償額(当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存する場合は、国が自 ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができ る。
    - イ 民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
  - (2) 本業務を実施するに当たり、民間事業者が、故意又は過失により、国に損害を加えた場合には、民間事業者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする(ただし、当該損害の発生につき、国の責めに帰すべき理由が存するときは、当該国の過失割合に応じた部分を除く。)。

#### 11 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価

(1) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、本業務の実施状況については、平成 26 年 12 月末時点における状況を調査するものとする。

(2)調査の方法

国は、次の項目について、実施状況等の調査を行うものとする。

ア 1(2)において業務の質として設定した項目

イ その他業務の実施状況

#### (3) その他

国は、実施状況の調査に当たり、必要に応じ、民間事業者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

## 12 その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

民間事業者の本業務の実施状況については、9 (1) イに定める報告等を踏まえ、 国において年度ごとに取りまとめて監理委員会へ報告するとともに、公表することと する。

また、国は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、本業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に報告することとする。

## (2) 国の監督体制

- ア 本業務の契約に係る監督は、契約担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、 指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- イ 本業務の実施状況に係る監督は、9により行うこととする。
- ウ 本業務に関し、公共サービスを適正に実施し、又は向上させるとの観点から情報 共有や検討を行うため、民間事業者との間で、必要に応じて随時打合せを行うこと とする。

#### (3) 民間事業者の責務等

- ア 本業務に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法第25条第2項の規定により公務に従事する職員とみなされる。
- イ 民間事業者は、会計検査院が必要と認めるときには、会計検査院法(昭和 22 年 法律第 73 号) 第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は法務省を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。
- ウ 次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処せ られる。
  - (ア) 法第 26 条第 1 項の規定による報告をせず,若しくは虚偽の報告をし,又は法第 26 条第 1 項の規定による検査を拒み,妨げ,若しくは忌避し,若しくは質問に対して回答せず,若しくは虚偽の回答をした者。
  - (4) 正当な理由なく、法第27条第1項の規定による指示に違反した者。
- エ 民間事業者が法人の場合において、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記ウの違反行為をした ときは、法第 56 条の規定により、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対

して上記ウの刑が科されることとなる。

- (4)被収容者の行為に起因して発生する増加費用及び損害
  - ア 被収容者の行為に起因して発生する増加費用及び損害であって、当該行為について、国及び民間事業者の双方に責めに帰すべき事由がない場合の当該増加費用及び 損害の負担については、次のとおりとする。
    - (ア) 当該被収容者の行為によって、民間事業者の有する設備、機器、備品等が損壊 又は滅失した場合
      - a 当該被収容者の行為が、当該設備、機器、備品等の通常の使用の範囲内であった場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害は、民間事業者の負担とする。
      - b a 以外の場合には、当該損壊又は滅失に起因する増加費用及び損害は、国の 負担とする。
    - (イ) 当該被収容者の行為によって、国の職員、民間職員及び第三者に損害が発生した場合には、当該損害に起因する増加費用及び損害は、国の負担とする。
  - イ アにかかわらず、被収容者に係る次の事由(当該事由の発生について民間事業者 に帰責性がある場合については、別紙4に定めるところよる。)に起因して発生し た増加費用及び損害は、国の負担とする。

区分	増加費用又は損害の負担
警備業務	事故,盗難
	被収容者の逃走の対応に関して発生した増加費用
	被収容者の自殺, 自傷等の対応に関して生じた増加費用
作業業務,職業訓練業務	受刑者の責めに帰すべき事由による技術指導中及び職業訓練中の事故に起因する損害
教育業務, 分類業務	受刑者の責めに帰すべき事由による指導及び面接中の事故に起 因する損害

## 事業対象施設の概況について

#### I 静岡刑務所

- 1. 施設・建物関係 (平成21年4月1日現在)
  - (1) 所在地等

①所在地 静岡県静岡市葵区東千代田3-1-1

②敷地面積 82,646㎡

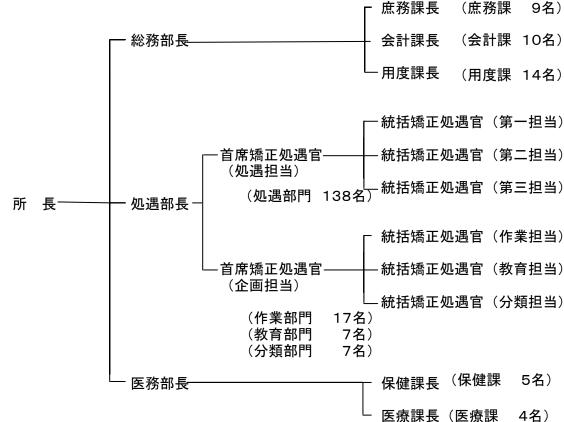
③建物延庁面積 32,803㎡(宿舎を除く。)

(2) 増改築の状況

昭和42年 8月 静岡市の都市計画により、現在地に移転

昭和58年 3月 庁舎及び収容棟増設 平成15年 3月 収容棟及び工場棟増設

## 2. 組織図及び職員配置(国職員定数) (平成21年4月1日)



#### 3. 職員定員・現員

(平成21年4月1日現在)

施設名	定員	現員
静岡刑務所	215	214

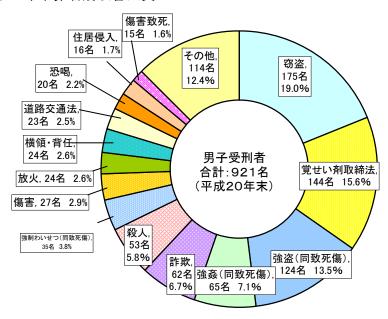
## 4. 収容状況及び収容対象

(1) 現在の収容状況等 (平成21年5月末速報値)

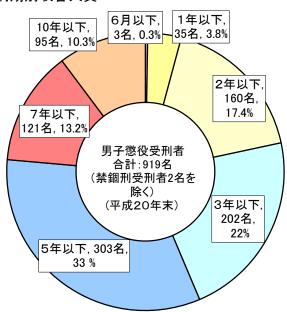
	1) \ 1 /20 2	2		
施設名	定員	現員	収容率 (%)	収 容 対 象
静岡刑務所 ※(拘置監)	1125 (241)	1000 (64)	88. 9 (26. 6)	A F(日本人と異なる処遇を 要するが、概ね日本語によ る意思表示ができ、同様の 生活習慣が可能な者)

※ 本所に併設される拘置監であり、数値は内数

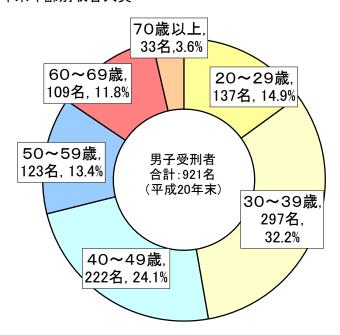
#### (2)平成20年末罪名別収容人員



#### (3)平成20年末刑期別収容人員



## (4) 平成20年末年齢別収容人員



- 5. 作業の実施状況(平成21年4月1日現在)
  - (1) 一般作業: 木工, 印刷, 洋裁, 金属加工, その他
  - (2) 職業訓練:ビル設備管理科
- 6. 教育の実施状況(平成21年4月1日)
  - (1) 一般改善指導 犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活 に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるための 指導
    - ① 酒害教育
    - ② 窃盗等再犯防止指導 等
  - (2) 特別改善指導 特定の事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に 支障があり、その事情を改善するための指導
    - ① 薬物依存離脱指導
    - ② 被害者の視点を取り入れた教育
    - ③ 性犯罪再犯防止指導
    - ④ 就労支援指導
  - (3) 教科指導

補習教科指導:国語,算数

- (4) 通信教育
  - ① 日商簿記検定
  - ② 宅地建物取引主任者講座
  - ③ 漢字能力検定

## Ⅱ 笠松刑務所

- 1. 施設·建物関係 (平成20年4月1日現在)
  - (1) 所在地等

①所在地 岐阜県羽島郡笠松町中川町23

②敷地面積 36,342㎡

③建物延庁面積 14.736㎡ (宿舎を除く。)

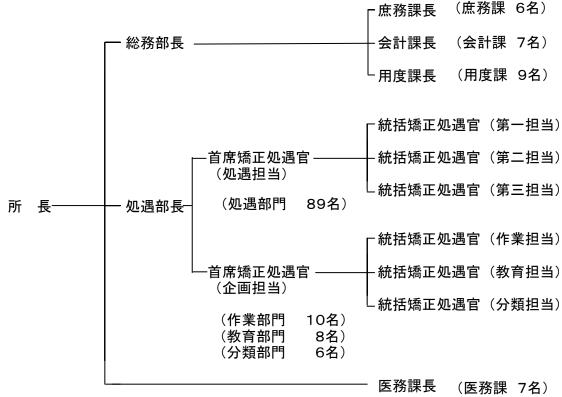
#### (2) 増改築の状況

昭和23年 9月 岐阜刑務所主管笠松女子紡績作業場として発足

昭和60年 3月 施設全体改築着工平成3年 9月 施設全体改築完成平成14年 3月 簡易舍房増設平成15年12月 食堂棟完成平成16年 3月 新収容棟完成

平成17年 6月 浴場棟完成

## 2. 組織図及び職員配置(国職員定数) (平成21年4月1日現在)



#### 3. 職員定員·現員

(平成21年4月1日現在)

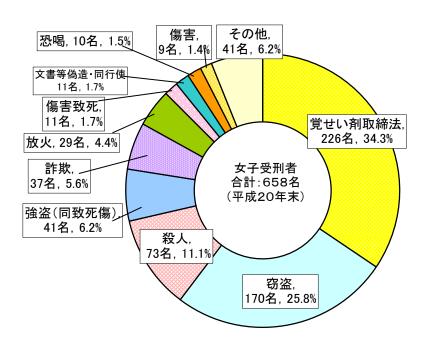
施設名	定	員	現	員
笠松刑務所		145		144

## 4. 収容状況及び収容対象

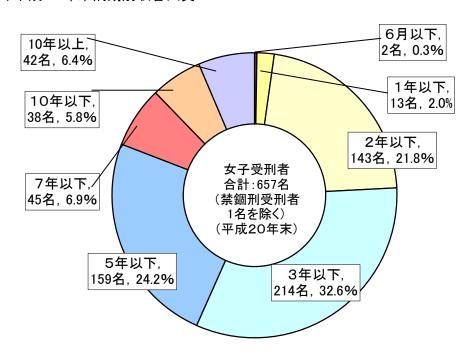
(1) 現在の収容状況等 (平成21年5月末現在速報値)

·				
施設名	定員	現員	収容率(%)	収 容 対 象
笠松刑務所	532	664	124. 8	W (一部犯罪傾向が進ん でいる者を含む。)

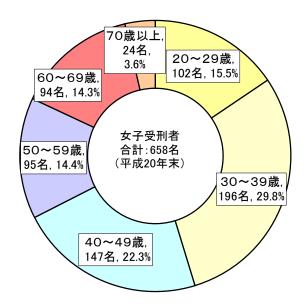
#### (2)平成20年末罪名別収容人員



#### (3)平成20年末刑期別収容人員



#### (4)平成20年末年齡別収容人員



- 5. 作業の実施状況 (平成21年4月1日現在)
  - (1) 一般作業:洋裁,金属,経理,その他
  - (2) 職業訓練:美容科,介護サービス科,ビルハウスクリーニング科
- 6. 教育の実施状況 (平成21年4月1日現在)
  - (1) 一般改善指導 犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活 に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるための 指導
    - ① 窃盗防止指導
    - ② コミュニケーションスキル指導 等
  - (2) 特別改善指導 特定の事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に 支障があり、その事情を改善するための指導
    - ① 薬物依存離脱指導
    - ② 被害者の視点を取り入れた教育
    - ③ 就労支援指導
  - (3) 教科指導
    - ① 補習教科指導:国語,算数
    - ② 特別教科指導:高卒程度認定試験受験指導,中卒程度認定試験受験指導
  - (4) 通信教育
    - ① 日商簿記検定
    - ② 危険物取扱者試験
    - ③ POP広告実技講座

#### Ⅲ 黒羽刑務所

1. 施設·建物関係 (平成21年4月1日現在)

(1) 所在地等

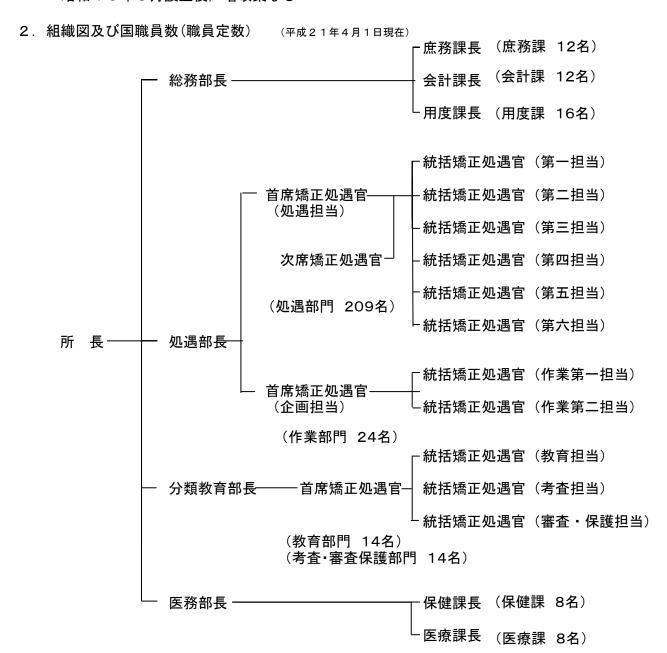
①所在地 栃木県大田原市寒井1466-2

②敷地面積 208, 123㎡

③建物延庁面積 52,114m<sup>2</sup> (宿舎を除く。)

(2) 増改築の状況

昭和46年3月設立後、増改築なし



#### 3. 職員定員·現員

(平成21年4月1日現在)

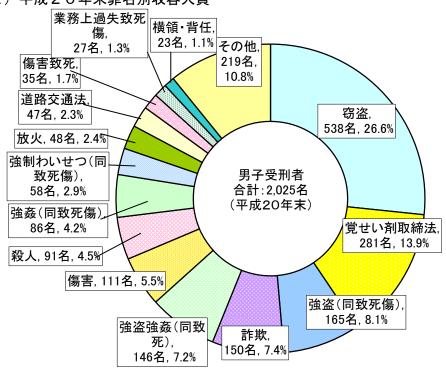
施設名	定	員	現	員
黒羽刑務所		322		322

#### 4. 収容状況及び収容対象

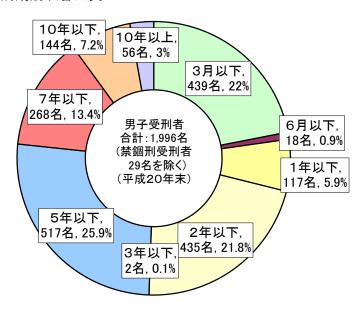
(1) 現在の収容状況等(平成21年5月末速報値)

	\ 1 1% 2	<u> </u>		
施設名	定員	現員	収容率(%)	収容対象
黒羽刑務所	1, 820	1, 948	107. 0	A F (日本人と異なる処遇を要す るが、概ね日本語による意思表 示ができ、同様の生活習慣が可 能な者) I (禁錮受刑者)

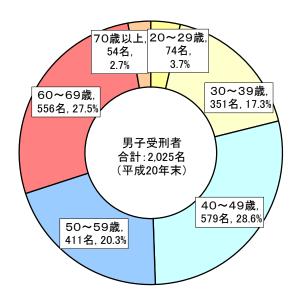
## (2) 平成20年末罪名別収容人員



#### (3) 平成20年末刑期別収容人員



## (4) 平成20年末年齢別収容人員



- 5. 作業の実施状況
  - (1) 一般作業: 木工, 印刷, 革工, 金属加工, その他
  - (2) 職業訓練:建設機械科, 測量科
- 6. 教育の実施状況
  - (1) 一般改善指導 犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に 適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるための 指導
    - ① 酒害教育指導
    - ② 被害者感情理解指導
    - ③ 行動適正化指導 等
  - (2) 特別改善指導 特定の事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に 支障があり、その事情を改善するための指導
    - ① 薬物依存離脱指導
    - ② 被害者の視点を取り入れた教育
    - ③ 性犯罪再犯防止指導
    - ④ 就労支援指導
  - (3) 教科指導
    - 〇 補習教科指導:国語,算数
  - (4) 通信教育
    - ① 危険物取扱者試験
    - ② 商業簿記講座
    - ③ 宅地建物取扱主任者講座

## 1. 総務業務(対象施設:静岡刑務所, 笠松刑務所)

		業務区分		定型	備考
大項目	中項目	小項目	業務細目	業務	C. EUN
庶務 庶務 [	庶務事務	文書の発受	文書(メール含む。以下同じ。)の受理・確認・回付・送付	0	
		文書の保存・管理	文書の編てつ、保存、管理	0	
		郵送物の処理	郵便物の受理・確認・回付・送付	0	
	施設参観,広報	参観対応	資料の作成		
75 F. 18		広報対応	参観者. 報道機関等への対応		
			ホームページの作成、管理		
	 受付	電話対応	電話の受付・交換	0	
		窓口対応	来訪者(面会人を含む。以下同じ。)の受付 (面会の予約受付を含む。), 関係部署への 連絡・案内	0	
	宿日直		夜間、休日及び年末年始における宿日直	0	
	人事事務		人事データベース入力・管理	0	
			関係書類の作成		
		入出所事務	写真撮影・指紋の採取		
			被収容者データベース入力	0	
		在所証明書	在所証明書の作成	0	
	身分帳簿	身分帳簿の作成・ 管理	身分帳の編てつ、管理、保管	0	
	統計	統計資料の作成	被収容者データベース入力	0	
			  関係書類の作成	0	
	その他事務支援		官公庁等からの各種照会文書に対する回 答案の作成、システム管理		
会計 支出事務	支出事務	歳出予算, 支出負 担行為	関係書類の作成	0	
			かたこう = 1 笠 3 土		
		給与, 手当	給与システム等入力 間を表表の作品	0	
		+/- #	関係書類の作成	0	
		旅費	旅費計算システム入力	0	
	/= \fr += 3	/= \fr \fr \tau = 76	関係書類の作成	0	
債権・歳入	頂惟·成人	情権管理事務 収入事務(刑務作	関係書類の作成 関係書類の作成	0	
		業収入等)			
	決算事務		関係書類の作成	0	
	アダムス事務		アダムス入力・管理事務	0	
	共済事務		各種共済事業に係る書類の作成、配布		
	作業報奨金	作業報奨金の管理	作業報奨金システム入力	0	
			願せん等に基づく購入・支出		
	領置事務	領置物品の管理	入出所時の領置物品の確認、交付	-	
			領置物品管理システム入力	0	
			保管,出納管理	0	領置金は除く。
			願せん等に基づく購入・支出		
		差入れ	差入れの受付、外部への交付	0	
			システム入力	0	
			関係書類の作成		
用度	物品管理	物品管理(出納)	関係書類の作成	0	
物品購入·契約 	4. = =	国有財産管理	調書等の作成	0	
	物品購入·契約		物品調達	0	被収容者に給貸与する物品(食器, 衣類・寝具を除く。)を含む。
	営繕	施設, 設備の保守	業務計画の作成		
		管理	建物, 設備保守・点検		
	運転	官用車の運転	自動車運転, 車両点検, 整備	0	
医療	外部医療機関との 連絡調整		連絡調整、レセプト審査		
	その他医療関係事 務		関係文書の作成		

## 委託業務の内容

## 2. 警備業務(対象施設:静岡刑務所, 笠松刑務所)

業務区分			定型	Att. day	
大項目	中項目	小項目	業務細目	業務	備考
警備	庁舎警備	受付	来訪者の受付, 案内	0	
			不審者への対応	0	不審者が施設内からの退去等の指示に従 わない場合には、国の職員に連絡
		入退出管理	職員、来訪者の入退所管理	0	
		所持品等の検査	来訪者の所持品等の検査	0	
		車両等の検査	車両、運転者及び積載物の検査・確認	0	
		差入物等の検査	差入物等の検査	0	
	構内外巡回		施設外及び保安区域内の巡回	0	
			不審者等への対応	0	不審者等が施設内からの退去等の指示に 従わない場合には、国の職員に連絡
	総合監視卓監視		正門, 内外塀, 職業訓練棟, 収容棟, 居室, 通路, 保護室等のカメラ監視	0	
			非常ベル警報装置, 特殊自動警報装置, 火 災報知器等の点検, 監視	0	
			保護室収容, 事故発生時等の録画	0	
	防災用機器の管理		維持管理等		
	被収容者の行動の 監視	護送等	護送, 出廷, 外医治療, 病院移送中の行動 の監視		
		運動,入浴,診察・健康診断,各種行事	行動の監視		
	生活指導		生活指導に係る各種記録等の保存・管理	0	
	保安検査	衣体搜検	被収容者の衣類, 所持品の検査		被収容者の不在時に業務を実施
		工場, 居室等の検 査	工場, 居室等の検査		被収容者の不在時に業務を実施
	信書の検査	信書の検査補助	外形, 内容(翻訳含む。)の検査	0	検査結果を国の職員に引き継ぎ、国の職員 が信書の発受の許否を判断
	懲罰	懲罰審査	懲罰審査会の準備, 関係書類の作成		
	保安事務	勤務時間管理	システム入力	0	
		被収容者の作業工 場及び居室の決定	被収容者データベースへの入力	0	
		職員研修∙訓練	研修等の実施		救急蘇生法訓練, その他防災機器等の使 用訓練の実施
		その他	その他保安事務関係書類の保存・管理		

## 委託業務の内容

## 3. 作業業務・職業訓練業務(対象施設:黒羽刑務所, 静岡刑務所, 笠松刑務所)

	業務区分		定型	備考	
大項目	中項目	小項目	業務細目	業務	)m-5
	作業の企画	作業契約	受注活動		
		調査決定事務	調査決定事務		
	作業の実施	物品の調達手続	取得請求事務及び調達事務		
		生産管理	品質及び納品管理		
		技術指導·安全衛 生指導	技術指導の実施		
			安全衛生指導の実施		
		機械・器具備品の 保全	提供物品等の保管・管理		
		物品の出納管理	提供物品等の受入・払出事務、たな卸		
		作業報奨金の計算	作業報奨金計算事務,日課表集計		
		統計資料の作成	作業決算, 実施報告の集計		
		製品の検査	製品の検査全般		
		製品の管理	製品の払出事務, たな卸		
		輸送	製品等の輸送		
	その他作業業務		関係書類の作成等		
職業訓練	職業訓練一般		指導カリキュラムの立案		
			講師の手配,職業訓練の実施		受刑者の受講態度や理解度等について取り まとめた報告書の作成業務を含む(調理指 導,洗濯指導及び清掃・植栽監理・環境整備 指導についても同じ。)。
			職業訓練機器の整備, 管理		
	給食	献立の作成	献立作成、給食システム入力	0	被収容者に対する食事の提供については
		食事・飲料の給与	調理指導		収容者を使用して職業訓練として実施。なお、
			食材調達		改築・改装予定の厨房施設が完成し、民間事 業者が必要な設備、機器、備品を整備するま
			厨房機器, 食器類の整備, 管理		での間については,現存する厨房施設におい
			衛生管理	0	て、現存する設備、機器、備品を使用して実施。 また、黒羽刑務所については、大田原拘置支 所(所在地:栃木県大田原市美原1-17-37、収容定員50名)の被収容者への食事の提供を 含む(ただし、居室等への配膳は国が実施する。)。
	洗濯		洗濯指導の実施		
			洗濯工場機器及び衣類・寝具の整備, 貸 与, 管理		被収容者の衣類・寝具の洗濯については、被収容者を使用して職業訓練として実施。
	清掃·植栽管理·環 境整備	管理·環	清掃・植栽管理・環境整備指導の実施	Ì	保安区域内におけるものについては被収容者
			清掃・植栽管理・環境整備用機器の整備, 管理		を使用して職業訓練として実施、その他については事業者において実施。
	その他職業訓練業 務		関係書類の作成等		

## 委託業務の内容

## 4. 教育業務(対象施設:黒羽刑務所, 静岡刑務所, 笠松刑務所)

業務区分			定型	備考	
大項目	中項目	小項目	業務細目	業務	備考
改善指導等	改善指導		指導カリキュラムの立案		
	教科指導		教材の作製・選定・準備		
			講師の手配, 指導の実施		受刑者の受講態度や理解度等について取 りまとめた報告書の作成業務を含む。
新聞•図書 新聞	新聞•図書	新聞・図書の内容 の検査	内容(翻訳含む。)の検査		検査結果を国の職員に引き継ぎ、国の職員が新聞、図書の閲読の許否を判断
			新聞・図書の整備, 備え付け, 貸出・返却の 管理		
その他教育支援 各種教育活動	各種教育活動	刑執行開始時及び 釈放前の指導	教材の作製・選定・準備		刑執行開始時の指導については、受託業務に係るガイダンスに限る。 また、指導の実施には、受刑者の受講態度
			講師の手配、指導の実施		が理解度等について取りまとめた報告書の 作成業務も含む。
		通信教育	通信教育の実施に関する事務		
		視聴覚教育	視聴覚教育の実施(自動放送設備への登録 等)		
	宗教教誨·篤志面 接指導		篤志面接委員・教誨師の来所日程等の連 絡調整		
	余暇活動	行事, レクリエー ション	レクリエーション実施のための連絡調整		
	その他教育業務		関係書類の作成等	0	
			外部協力者の表彰に関する事務	0	

## 委託業務の内容

## 5. 分類業務(対象施設:黒羽刑務所, 静岡刑務所, 笠松刑務所)

			定型	備考	
大項目	中項目	小項目	業務細目	業務	V用で
処遇調査事務	処遇調査のための	再調査	個別カウンセリング		
	情報収集	心理検査	各種心理検査の実施、データの管理		
	各種指定事務	処遇審査会	処遇審査会の準備		
審査関係事務	仮釈放審査·申請 事務	処遇審査の企画・ 実施・申請等	仮釈放審査会の準備		
		関係機関との連絡 調整	仮釈放申出事務(仮釈放申出書作成)		
保護関係事務	保護関係事務	保護関係文書の発 出	身上調査書等の発出		
			身上変動通知書等の作成, 発出		
			生活環境調整に係る告知票の作成		
		関係機関との連絡	保護, 福祉関係機関との連絡調整		
		調整	出所時の保護カード作成		
	その他	就労支援事務	就労に関する相談、助言		
			ハローワーク等関係機関との連絡調整		
その他	統計業務		統計報告の作成	0	
	その他分類業務		関係書類の作成等	0	

# 被収容者と接触する可能性のある業務について

民間事業者が業務を実施する上で被収容者と接触する可能性のある業務は以下のとおりである。

業務区分			民間事業者の安全確保の観点からの対応策			
大項目	中項目	小項目	業務細目	氏旧争未省の女主権体の観点からの対応承		
庶務	名籍事務	入出所事務	写真撮影・指紋の採取	入出所者の人定確認業務等に携わる国の職員が近隣に配置		
会計	領置事務	領置物品の管理	入出所の領置物品の 確認	入出所者の人定確認業務等に携わる国の職員が近隣に配置		
警備	被収容者の行動の 監視	護送支援	護送中の行動の監視	国の職員と共に業務を実施		
		運動·入浴 診察·健康診断	連行・行動の監視	原則として被収容者の生活指導等を担当する国の職員が立会ないし巡回監視を実施 なお、浴室、診察室及び診察待合室には非常電鈴装置が設置されており、不測の事態が発生した場合には国の職員が迅速に対応することが可能		
作業企画支援	作業の実施	技術指導・安全衛	技術指導の実施	原則として受刑者の生活指導を担当する国の職員が立会 なお、作業室には非常電鈴装置が設置されており、不測の事		
		生指導	安全衛生指導の実施	はの、17年至1には非常电野装置が設置されてあり、不測の事態が発生した場合には国の職員が迅速に対応することが可能		
職業訓練	職業訓練一般		講師の手配, 職業訓練 の実施	原則として受刑者の生活指導を担当する国の職員が立会		
	給食	食事・飲料の給与	調理指導	なお、職業訓練室には非常電鈴装置が設置されており、不測 の事態が発生した場合には国の職員が迅速に対応することが 可能		
	洗濯		洗濯指導の実施	円形		
	清掃·植栽管理·環 境整備		清掃・植栽管理・環境 整備指導の実施	原則として受刑者の生活指導を担当する国の職員が立会		
改善指導等	改善指導,教科指 導		講師の手配,指導の実 施	原則として国の職員が立会ないし巡回監視を実施 なお, 教室には非常電鈴装置が設置されており, 不測の事態		
その他教育支援	各種教育活動	刑執行開始時及び 釈放前の指導	講師の手配,指導の実 施	が発生した場合には国の職員が迅速に対応することが可能		
処遇調査事務	処遇調査のための	再調査	個別カウンセリング	業務の性質上、原則として国の職員の立会及び巡回監視は		
	情報収集	心理検査	各種心理検査の実施, データの管理	実施しないが、面会室等には非常電鈴装置が設置されており、不測の事態が発生した場合には国の職員が迅速に対応することが可能		
保護関係事務	その他	就労支援	就労に関する相談, 助 言	の「CCい」。出に		

## ○受刑者に対する釈放時アンケートについて

平成18年5月23日 法務省矯成第3375号矯正局長通達

改正 平成19年5月法務省矯総第3362号

受刑者に対する釈放時アンケートの実施について(通達)

標記について、下記のとおり定め、本年5月24日から実施することとしたので、 遺漏のないよう配意願います。

なお、平成17年3月8日付け法務省矯教第1390号当職通達「受刑者に対する 釈放時アンケートの実施について」及び同日付け法務省矯教第1391号当局教育課 長依命通知「受刑者に対する釈放時アンケートの実施について」は、廃止します。

記

#### 1 趣旨について

受刑者に対する釈放時アンケート(以下「釈放時アンケート」という。)は、受刑者の釈放時の感想等を集計し、刑事施設の適正な運営を図るための資料として活用するとともに、その結果を公表し、刑事施設の運営の実情に対する国民の理解を深めるための資料として活用するものであること。

2 釈放時アンケートの対象者について 満期釈放又は仮釈放となる受刑者(アンケートの実施を拒否する者及び傷病等の ためアンケートの実施が困難な者は除く。)を対象とすること。

3 釈放時アンケートの実施方法について

#### (1) 実施時期

アンケートの実施時期は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇等に関する法律 (平成17年法律第50号)第85条第1項第2号の指導を行う期間のうち適宜 の時期とすること。

(2) アンケート用紙等の配布

上記2の対象者に対し、別添のアンケート用紙(質問文と回答用マークシートが一体となった3枚一組の用紙をいう。)及び自由発言用紙(別紙様式)を配布し、適宜、回答を記入させること。この場合においては、次のア及びイに留意すること。

なお,少年院において,釈放時アンケートの対象者がいる場合には,アンケート用紙を送付するので,別途指定するあて先に連絡すること。

ア アンケート用紙及び自由発言用紙を配布する際には、対象者に対し、アンケート用紙の回答欄の該当する項目にマークし、自由発言用紙の所定の欄に回答を記入するほか、欄外や余白等には何も記載しないよう指導すること。

イ 日本語の理解能力が不足している対象者であり、かつ、英語、中国語、ペル

シャ語,ポルトガル語又はスペイン語を理解する者については,アンケートの質問及び回答の選択肢を当該言語に翻訳したものを印刷して配布すること。

(3) アンケート用紙等の回収

アンケート用紙等を回収する際には、回答していない項目又は回答方法が誤っている項目 (例えば、選択肢を一つ選ぶべき項目について、二つ以上選択しているなど)等があっても、そのまま回収し、回答方法や回答内容に関する指導は行わないこと。

- 4 釈放時アンケートの整理及び提出について
  - (1) アンケート用紙等の整理

アンケート用紙等を回収した場合には、刑事施設(対象者が在院している少年院を含む。以下同じ。)の職員が、下記アからウまでの記載要領に従い、アンケート用紙の頭書部分の「符号」、「年」、「月」及び「追番号」の各欄に必要な事項を記入すること。

なお、これらの欄への記入は、3枚一組の用紙の1枚1枚に必要なので、留意すること。

ア 符号及び追番号の欄には、当該受刑者について作成した受刑者出所調査票(平成13年3月30日付け法務省司司第333号大臣官房司法法制部長依命通達「矯正統計調査要領の制定について」様式第6号)の庁名の符号及び追番号をそれぞれ転記すること。

イ 年の欄には、アンケートを実施した年について、西暦の下2桁を記入すること。

ウ 月の欄には、アンケートを実施した月を記入すること。

(2) アンケート用紙の提出

アンケート用紙は、各刑事施設において、毎月、その月に実施した分を取りま とめ、その翌月末日までに、当局あて提出すること。

なお, 自由発言用紙は, 提出しないこと。

- 5 釈放時アンケートの活用について
  - (1) 刑事施設の適正な運営を図るための資料としての活用

矯正管区及び刑事施設においては、矯正局が取りまとめたアンケート結果を自 庁研修の資料等として活用すること。

なお、自由発言用紙については、アンケートを実施した刑事施設において、関係職員に回覧するなどの方法により活用すること。

(2) 刑事施設の運営の実情に対する国民の理解を深めるための資料としての活用 矯正管区においては管内処遇情報等を報道機関に公表する機会などを通じ、刑 事施設においては参観の機会などを通じて、矯正局で取りまとめたアンケート結 果の周知を図ること。

別添:アンケート用紙

## 釈放時アンケート

この調査は、みなさんから、刑務所での生活について意見や感想をうかがい、今後の施設運営の参考とするために行うものです。

この調査票の内容は、目的以外に使われることはありませんので、ありのままを答えてください。

- ※ 以下の質問を読み、当てはまる番号を選んでください。
- 1 今回受刑することになった裁判の結果についてどのように思っていましたか。 $\frac{\sigma^{2}}{-\sigma}$ 選んでください。
  - ①刑が重過ぎる。

- ②刑期に不満はあるが、仕方がない。
- ③適正な刑期である。
- ④刑が軽過ぎる。
- ⑤特に何も思わない。
- 2 今回受刑することになった犯罪に $\frac{\partial v}{\partial k}$ に  $\frac{\partial v}{\partial k}$  (その家族を含む。) がいる人に聞きます。
  - (1) 謝罪,被害弁償等を<u>済ませている人に聞きます</u>。被害者はどのように感じていると思いますか。それぞれ一つ選んでください。
    - ア 謝罪について
      - ①被害者に受け入れられていると思う。
      - ②被害者に受け入れられていないと思う。
      - ③被害者がどう思っているかわからない。
      - ④特に考えていない。
      - ⑤その他
    - イ 被害弁償等 (慰謝料の支払いを含む。) について
      - ① 快く受けてくれたと思っている。
      - ②仕方なく受けてくれたと思う。
      - ③受けてくれたからそれでいいと思っている。
      - ④特に考えていない。
      - ⑤その他

- (2) 謝罪,被害弁償等を済ませていない人に聞きます。謝罪,被害 弁償等について、どのように考えていますか。それぞれ一つ選ん でください。
  - ア 謝罪について
  - ①被害者に謝罪をしたい。
  - ②謝罪をしても仕方がない。
  - ③謝罪をしても許してくれないと思う。
  - ④謝罪をするつもりはない。
  - 5特に考えていない。
  - ⑥その他
  - イ 被害弁償等(慰謝料の支払いを含む。)について
    - ①被害弁償等をしたい。
    - ②被害弁償等をしたいが被害者が受けないと思う。
    - ③被害弁償等をするつもりはない。
    - ④被害弁償等をするかどうか決めかねている。
    - ⑤特に考えていない。
    - ⑥その他
- 3 今回の受刑において、どのような目標を立ててのぞみましたか。 $\frac{s_{-}^{t}}{2}$  つまで選んでください。
  - ①罪を償う。

- ②被害者のことを考える。
- ③働く習慣を付ける。
- ④知識や技術を身に付ける。
- う酒や薬物を断ち切る。
- ⑥反則しない、刑務所で刑を増やさない。
- ⑦辛抱する、犯罪を犯したから仕方がない。
- ⑧刑務所にできるだけ長くいる。
- ⑨特に目標を立てなかった。
- 4 職員について聞きます。
  - (1) 職員全体の公平さについてどのように感じましたか。 <u>一つ</u>選

んでください。

- ①公平な職員が多い。 <sup>まこうへい</sup> しょくいん \*\*\* ② 不公平な職員が多い。
- ③公平な職員も不公平な職員もいる。
- (2) 職員に望むことはどれですか。 $\frac{st}{20}$ まで選んでください。
  - ①受刑者を信じてほしい。 ②公平に見てほしい。
  - ③身上相談に乗ってほしい。 ④話を聞いてほしい。

  - ⑤声を掛けてほしい。 ⑥自分を分かってほしい。
  - ⑦放っておいてほしい。 8特になし
- (3) あなたを一番長く担当した職員についてどのように感じま したか。それぞれ<u>一つ</u>ずつ選んでください。

ア 親切さ

- ①親切
- ②不親切
- ③どちらともいえない。

イ 相談しやすさ

- ①しやすい。
- ②しにくい。 ③どちらともいえない。

ウ 公平さ

- ②茶公学
- ③どちらともいえない。

- - ①ある。
- ②ない。
- ③どちらともいえない。

<sup>かんが</sup> 考え方

- ①柔軟
- ②**硬い**。
- ③どちらともいえない。

カ勤務姿勢

- ① **食い**。
- ②<sup>きる</sup>い。
- ③どちらともいえない。

キ 態度

- ①良い。
- ②<sup>きる</sup>い。
- ③どちらともいえない。

<sup>ことばづか</sup> 言葉使い

- ① 良 い。
- ②悪い。
- ③どちらともいえない。
- 5 他の受刑者に対してどのように感じましたか。 <u>\*\*\*</u> まで選んでくだ さい。

①親切にしてくれた。 ③乱暴な者がいて困っ ⑤自分勝手な者がいて ⑦かかわり合いになら	困った。	②よく相談に乗ってくれた。 ④命令する者がいて困った。 ⑥相談できる相手がいなかった。 ⑧特にない。
(1) 食事の量		れ <u>一つ</u> ずつ選んでください。 ③少ない。
	G _ v	③特に何も感じない。
(3) 主食 (ごはんやパ ①丁度よい。 ②主食を減らしてお ③おかずを減らして	かずを増やして	こほしい。
(4) 献立の種類 ①丁度よい。	②多い。	③少ない。
(5) パン食の回数 ①丁度よい。	②多い。	③少ない。
(6) 夕食の時間帯 ①丁度よい。	②遅い。	③早い。
7 居室について聞きま (1) 主に雑居に長くい ア 居室の自分のス ①適当であった。	た <u>人</u> に聞きます ペースの広さは	-。 : どうでしたか。

	イ あなたがいた ①雑居		ごれですか。 ③昼・夜間とも独居
(2)	*** 主に でで で で で で で で で で で で で で で か んどっきょ に で で 独居に が で まった で で あ っ た が い た で か な た が い た で か な た が い た で 雑居	)スペースの広さ こ。②広い。 こかった居室はと	らはどうでしたか。 ③狭い。
(3)	ア 居室の自分 <i>0</i>	)スペースの広さ こ。②広い。 こかった居室はと	
8 (1	l)舎房衣(パジャ ア <sup>そざい</sup> ア 素材	・マを除く)につ	れぞれ <u>一つ</u> ずつ選んでください。 いてどう感じましたか。
	①良い。 イ 色 ①良い。 ウ デザイン	②悪い。	<ul><li>③どちらともいえない。</li><li>③どちらともいえない。</li></ul>
(2	①良い。 ②)パジャマについ ア 素材		③どちらともいえない。 、たか。
	①良い。 イ 色 ①良い。		③どちらともいえない。 ③どちらともいえない。
	ウ デザイン ①良い。	②悪い。	③どちらともいえない。

(3) 工場衣につい、	てどう感じましぇ	きか。
	② <sup>ホッス</sup> い。	③どちらともいえない。
	②悪い。	③どちらともいえない。
ウーデザイン ①良い。	②悪い。	③どちらともいえない。
(4) 下着類の購入 ①今のままでいり		ハますか。 <u>一つ</u> 選んでください。
① すい は ま で で こうにゅう ② 自 費 で 購 入 で ③ 自 費 で 購 入 で	は認めない方が <sup>ほう</sup>	
9 運動について聞 <sup>、</sup> (1) 回数	きます。それぞれ	ぃ <u>ーっ</u> 選んでください。
①丁度よい。	②多い。	③少ない。
(2) 時間 ①丁度よい。	②長い。	③ 短 い。
	う思いますか。·	それぞれ <u>一つ</u> 選んでください。
(1) 回数 ①丁度よい。	<sup>まま</sup> ②多い。	③少ない。
(2) 時間 ①丁度よい。	②長い。	③短い。
11 面会についてど (1) 回数	う思いますか。 <sup>2</sup>	それぞれ <u>一つ</u> 選んでください。

	度よい。	②多い。	③少ない。
(2) 時間 ① 丁原	。 ぎよい。	②長い。	③ 短い。
12 信書 さい。	<sup>てがみ</sup> (手紙) の発	<sub>しんかいすう</sub> 信回数についてど	う思いますか。 <u>一つ</u> 選んでくだ
	度よい。	②多い。	③少ない。
	ま と と して 良か	いて聞きます。 ったことは次のう	ちどれですか。 <u></u> こっまで選んで
①勤労 ②社会 2社会 *********************************	sign Lugiph い	習慣が身に付く。	③作業報奨金がもらえる。
6 忍 <b>(</b>	きうせいかっ 司生活により いりょく が身にす がすく 間が早く過ぎ		く。 ⑦気が紛れる。 ⑨体を動かせる・健康によい
(II) 7 0	<sup>た</sup> の他		⑪特になし
(2) 作業 ①特ル ②仕事	こなし よ 事をすること	満な点はどれです	か。 <u>二つ</u> まで選んでください。
④社会 ⑤作	へ 会に貢献でき が まう こう 業の業種の希	たない作業が多い る作業がない。 「望を聞いてもらえ ことをもっとした	ない。
⑦そ <i>0</i>		おも	ひと えら
	業時間につい ぎよい。		o。 <u>一つ</u> 選んでください。 ③ 短 い。

(4) 作業報奨金についてどう  ①今のままでいい。 ③単価を下げてほしい。		。 上げてほしい。
14 職業訓練関係について聞き (1) 今回の受刑で職業訓練を しょくぎょうくんれん (1) 今回の受刑で職業訓練を 職業訓練を受けたことが 選んでください。 ①思う。 ②思わな	を受けた人に聞きま と受けた人に聞きま い社会復帰に役立つ	と思いますか。 <u>一つ</u>
(2) 今回の受刑で <u>職業訓練を</u> を受けたいと思いましたか ①受けたかった。 ②	。 <u>一つ</u> 選んでくださ	ž V.
でんきかんけい ④電気関係 5	と答えた人に聞き   と答えた人に聞き   ひと えら	ます。どのような訓練 さい。 ③建築関係 ⑥左官・土木関係 ⑨その他の訓練
***********************************	た人に聞きます。 ったと思ったものに おものに おものに おものに おものに おものに できれる。 のに できれる。 できれる。 のに できれる。 では には でする。 では には では には	ばう は導 点を取り入れた教育 がしとう 科指導 がつとうとう ブ活動等)

- (2) 次の教育活動のうち、受けてみたかったものはどれですか。<u>二つ</u> まで選んでください。 びい はらりょくだんり だっしょう ②暴力団離脱指導 ④被害者の視点を取り入れた教育
- で 教科指導
- ⑥就労支援指導
- ⑧ 焦志面接委員 (篤面) の指導 (面接, クラブ活動等)
- (9) 宗教教誨
- つうしんきょういく
   (II) 通信教育

   (II) その他の教育
- ⑩特になし
- (3) 図書(施設に備付けの書籍)の種類はどうでしたか。 $\frac{c}{-}$ つ選んで ください。
- ①ふつう。 ②十分だった。 ③不足していた。
- 医療関係について聞きます。

Ltoない いりょう Lhto 施設内の医療(診察)について,どのように思いますか。一つ選ん でください。

- ①希望どおりの医療(診察)が受けられた。
- ②早く診察してほしい。
- ③医師から十分に説明してほしい。
- ④希望どおりの治療をしてほしい。
- ⑤希望どおりに薬を出してほしい。
- ⑥その他
- 17 施設の規則(きまり)についてどう思いましたか。 $\frac{\sigma c}{-\sigma}$ 選んでくだ さい。

  - ①厳しい。 ②もっと厳しいほうがよい。
- 18 取調べ関係について聞きます。 反則行為として<u>取調べ</u>を受けたことがある人に聞きます。

取調べについてどう感じましたか。 <u>一つ</u>選んでください。

- ① 適正であった。 ② 適正でなかった。
- <sup>てきせい</sup> ③適正であったことも,適正でないこともあった。
- ④特に何も感じなかった。

セッジルデッ ダ 懲罰を受けたことがある人に聞きます。

- (1) 懲罰についてどう感じましたか。 $\frac{00}{-0}$ 選んでください。
  - ①当然であると思った。 ②不当であると思った。
  - ③当然だと感じたことも,不当だと感じたこともあった。
  - ④ 特に何も感じなかった。
- (2) (1)で「②不当であると思った。」 $_{\underline{}}$  又は「③当然だと感じたこと も、不当だと感じたこともあった。」と答えた人に聞きます。

<sup>なとう</sup> 不当だと思っている内容はどれですか。 **当てはまるものをすべて** 選んでください。

- ①取調べ方法
- ②懲罰の認定方法・理由
- ③懲罰期間の長さ
- もょうばつ ないよう
- 20 不服申立て関係について聞きます。

いてどう思っていますか。<u>一つ</u>選んでください。

- ①満足している。
- ②<sup>゙ゕ゚゚まん</sup>である。
- ③処理結果が分からないので不満である。
- ④処理結果が分からないので何とも言えない。
- ⑤特に何も感じない。
- 21 受刑生活関係について聞きます。
  - (1) 受刑生活で苦労したと思うことはどれですか。<u>至つ</u>まで選んでく ださい。
    - ①受刑者同士の関係 ②家族との関係
- ③職員との関係

(	④ 作業	(5) £	くしゅ 各種	の教	ういく			⑥医療	<u>5</u>	
(	⑦釈放後の生活設計	® <u>i</u>	かかい面会	· 手	がみ : 紙			9 賠償	:う <b>学</b>	
(	⑩被害者や被害者家族と	(T)	いんけい 関係							
(	⑪仮釈放になるための面	接	· 手	っっ 続き						
(	②所内での不服申立て・	そしま	· う 公					③規律	₹ 1	
(	④取調べ・懲罰	15	きゅう	がな	: ( ) •	· 好	きなこ	とがて	ごきなり	、こと
			: < 寺に							
(2)	) 受刑生活で良かったこ	ح :	はと	"れ -	です	か。	<u>当っ</u> つ	まで選	んでく	ださ
Į	, \ <sub>0</sub>									
	①刑務作業		ら 種					③講演		
	④面会・手紙・差入れ		非句	等の	<sup>そうさ</sup> 創作	くかった活	どう <b>動</b>	⑥読書		
	⑦食事	_	<sub>んどう</sub> 軍動					多入消	谷	
	⑩テレビ・ラジオ視聴		きいが:						ブ活動	
(	③囲碁・将棋等の趣味	14)	黄芸	きず の	慰し	ん 引		15演芸	いたいかいし	ゅつじょう 出場
(	⑯その他	17 4	: < 寺に	なし						
	- 1 day 18 a 14 a							7	3 4	
(3)	chann Contintention in A ら 今回の受刑生活で得ら	れた	きも	のは	ビオ	しで	すか。	<u>三つ</u> す	きで選ん	しでく
	ださい。	7	1 28 1 1 1		±1\		1 4 41 1 1 1	1 % 3	:	
	①罪を償えた。					トる	謝罪意	識が生	。 Eまれた	<del>-</del> - 0
	③二度と犯罪を犯さない									
	④技術が身に付いた。				付し	ヽた	0			
	⑥家族のありがたさが分			0						
	⑦人との付き合い方を学									
	⑧人から信頼されること					14.1	<u>.</u> .			
	⑨読書や勉強の習慣がて		た。		(1	0健	康にな	った。		
	⑪働く習慣が身に付いた									
(	②薬物を断ち切る決意が	でき	きた	0	(1	3そ	の他	(14	り特にな	にし
	しゅっしょご せいかつ キ									
	Lipolitic turboo 出所後の生活について聞				L Z	يا د			ひと ラ	ĥ
ı	出所後に就きたい(就く	つ >	もり	の)	在 基	事は	どれで	すか。	<u>一つ</u> 違	重ん で

22

ください。

- ①木工製造関係
- でんきこうじかんけい ④電気工事関係
- ⑦コンピュータ関係
- ⑩福祉関係
- 迎その他の仕事
- ②金属製造関係
- まかん どぼくかんけい ⑤左官・土木関係
- 8 自動車整備関係
- ③建築関係
- きょうりかんけい ⑥調理関係
- り自動車運転関係
- ⑪販売員 (セールスマン, 店員)
- ③働くつもりはない。 ④考えていない。
- 出所後の生活のために刑務所でしてほしいことは何ですか。 <u>二つ</u>ま 23 で選んでください。
  - ①就職先のあっせん。
  - ②職業訓練
  - ③社会復帰に必要な知識・技術の教育
  - ④再犯しないための特別教育
  - 5 帰住先 (引受人) 選定に必要な調整
  - ⑥職員による面接指導・身上相談
  - では、しめんせついいん ががいしゃ めんせつしどう みのうえそうだん で 高志面接委員など部外者による面接指導・身上相談
  - ⑧被害者に関する相談・援助

24 最後に聞きます。

あなたにとって刑務所は役に立ちましたか。一つ選んでください。

- ①大変役に立った。
- ②ある程度, 役に立った。
- ③ほとんど役に立たなかった。
- ④全く役に立たなかった。
- ⑤分からない。

# 〔自由発言用紙〕

•	本ページには,所内生活を通じて感じたことなど,自由に記載してください。

### 委託費の減額について

#### 1 違約金

民間事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準の内容を満たしていない又は業務 実施要領に従い適正に業務を実施していないと判断される場合において、次の事実が発生したときは、民間事業者は国に対し発生回数1回ごとに違約金を支払う。国は、原則 として当該事象が発生した四半期の委託費からこれを相殺し、減額した委託費を支払う。 なお、違約金が支払われる原因となった事実により、国に当該違約金の額を超える損害が発生した場合には、当該違約金に加えて、民間事業者は当該損害を賠償する義務を 負う。

## 【総務業務及び警備業務】

対象となる事案	違約金の算定方法
火災の発生	10 %×四半期の委託費
施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報の漏えい(ただし,悪意又は重大な過失によるものに限る。)	5 %×四半期の委託費
国への報告義務違反(ただし、悪意又は重大な過失により、違約金及び罰則点の対象となる事実を報告しなかった場合に限る。)	10 %×四半期の委託費
全部又は一部の業務の不履行(ただし、合理的な理由なく履行しなかった場合に限る。)	10 %×四半期の委託費
逃走事故の発生(ただし,逃走の罪が成立した事案に限る。)	10 %×四半期の委託費
被収容者による武器の取得	5 %×四半期の委託費
悪意により、上記の事実を発生させようとした場合	5 %×四半期の委託費

## 【作業業務,職業訓練業務,教育業務及び分類業務】

対象となる事案	違約金の算定方法
火災の発生	3 %×四半期の委託費
施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報の漏えい(ただし,悪意又は重大な過失によるものに限る。)	1.5 %×四半期の委託費
国への報告義務違反(ただし、悪意又は重大な過失により、違約金及び罰則点の対象となる事実を報告しなかった場合に限る。)	3 %×四半期の委託費
全部又は一部の業務の不履行(ただし、合理的な理由なく履行しなかった場合に限る。)	3 %×四半期の委託費
刑務作業又は職業訓練実施中における受刑者に死亡又は重度の障害が 生じる事故の発生	3 %×四半期の委託費
悪意により、上記の事実を発生させようとした場合	1.5 %×四半期の委託費

### 2 減額ポイントの蓄積に基づく減額

民間事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準の内容を満たしていない又は業務 実施要領に従い適正に業務を実施していないと判断される場合において、次の事象が発 生したときには、国は、減額ポイントを計上し、四半期ごとに累積状況に応じて計算し た金額を、当該四半期の委託費から相殺することとし、減額した委託費を支払う。

ただし、業務開始初年度において減額ポイントの対象となる事象が発生したときには、 減額はしない。

なお,減額ポイントが計上される事象により,国に委託費の減額を超える損害が発生 した場合には,当該委託費の減額に加えて,民間事業者は当該損害を国に賠償する義務 を負う。

(1)減額ポイントの対象となる主な事実

減額ポイントが計上される主な事実とは次の事実をいい、詳細は契約締結後に、民間事業者の提案内容等を踏まえ決定する。

### 【共通】

- 要求水準又は業務実施要領に従って業務を遂行するよう国から指示を受けたにもか かわらず、指示に従わないこと
- 文書の紛失
- 施設の保安に係る情報や被収容者の個人情報の漏えい

### 【総務業務】

- 領置物の紛失
- 交通事故の発生
- 設備,機器の点検の懈怠,保守管理の不備等により,職員,被収容者,面会者等への傷害事故の発生

### 【警備業務】

- 保安事故の発生時に直ちに国の職員に連絡しないこと
- 被収容者による危険物, 持込制限物品の取得(ただし, 被収容者が武器, 覚せい剤 などの薬物又はたばこを取得した場合を除く。)

#### 【作業業務、職業訓練業務】

- 食事の提供の遅延
- 食中毒の発生
- (2)減額ポイントの積算

減額ポイントは,各事実が1回発生するごとに10ポイント計上する。 なお,減額ポイントの計上は,四半期ごととし,翌四半期には持ち越さない。

(3)減額ポイントの支払額への反映

四半期ごとの減額ポイントの合計を計算し、下表に従って減額率を定める。

### 【総務業務及び警備業務】

四半期の減額ポイントの 合計 (x)	委託費の減額率 (y)
150以上	$4$ %以上の減額( $10$ ポイントにつき $0.8$ %の減額) $y=0.08 \times (x-150)+4$
100 ~ 149	$2$ %以上 $4$ %未満の減額( $10$ ポイントにつき $0.4$ %の減額) $y=0.04\times(x-100)+2$
50 ~ 99	1%以上 2%未満の減額(10ポイントにつき 0.2%の減額) y = 0.02 × (x - 50) + 1
0~49	0% (減額なし)

### 【作業業務,職業訓練業務,教育業務及び分類業務】

四半期の減額ポイントの 合計 (x)	委託費の減額率 (y)
150以上	$2.5$ %以上の減額( $10$ ポイントにつき $0.4$ %の減額) $y = 0.04 \times (x - 150) + 2.5$
100 ~ 149	$1.5$ %以上 $2.5$ %未満の減額( $10$ ポイントにつき $0.2$ %の減額) $y=0.02\times(x-100)+1.5$
50 ~ 99	$1$ %以上 $1.5$ %未満の減額( $10$ ポイントにつき $0.1$ %の減額) $y=0.01\times(x-50)+1$
0~49	0% (減額なし)

#### (4)減額ポイントの軽減措置

業務開始後一定期間にわたり、違約金の支払い又は減額ポイントの蓄積による減額がない場合には、国は、その翌月以降の1回当たりの減額ポイントを、違約金の支払い又は減額がない期間に応じて下表のとおりに軽減することとする。この場合において、違約金の支払いが発生したとき又は減額ポイントとの合計が上記(3)に規定する減額の対象となる水準に達したときは、国は、当該軽減措置を取り消し、その翌月より上記(2)に規定するポイントを適用することとする。

違約金の支払い又は 減額がない期間	1回当たりのポイント	左記ポイントの適用期間
12ヶ月連続	7ポイント	13ヶ月~24ヶ月
24ヶ月連続	5ポイント	25ヶ月~48ヶ月
48ヶ月以上連続	3ポイント	49ヶ月目以降